

部長及び参事官

殿

所 属 長

装 施 発 第 192 号

平成28年 3 月 24 日

30年保存（口訓）

本 部 長

（沿革：令和2年8月5日装施発第268号改正）

高知県警察警察官礼装実施要領の制定について（通達甲）

県警察における警察官の礼装に関し「警察官の礼装の実施について（例規）」（昭和50年6月2日高務発第411号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、警察官の礼装に関し別添のとおり「高知県警察警察官礼装実施要領」を定め、平成28年4月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県警察警察官礼装実施要領

第1 趣旨

この要領は、高知県警察官の服制等に関する規程（平成31年3月本部訓令第4号。以下「訓令」という。）第23条第2項の規定に基づき警察官の礼装の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 礼服

警察官の礼装は、訓令別表第10に定める礼服を着用するものとする。ただし、常装に白手袋を着用して礼装に代えることができるものとする。

第3 礼装をする場合

1 礼装をする場合は、次のとおりとする。ただし、(1)及び(2)の場合において、本部長が礼装の必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 表彰式等公式の儀式に出席する場合
- (2) 外国の文武官を公式に訪問又は接受する場合
- (3) 所属長が儀礼上必要があると認めた場合

2 私的な冠婚葬祭等の儀式についても、一般に礼装をすることが社会慣習上相当と認められる場合であって、所属長の承認を得たときは、礼服を着用することができるものとする。

第4 警察勲功章等の着装

礼装の場合における警察勲功章等の着装については、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会第14号）第9条第2項及び第3項に準ずる。

第5 礼装をする場合の拳銃等の携帯等

礼装をする場合における拳銃及び警棒の携帯等については、次のとおりとする。

- 1 礼服を着用する場合は、原則として拳銃を携帯しないが、本部長が指示したときは、私服の場合と同様に適宜の方法でこれを携帯するものとする。
- 2 常装に白手袋を着用して礼装に代える場合は、所属長が別に指示をした場合を除き、拳銃を携帯しないものとし、警棒、警棒つり、手錠及び手錠入れの着装を省略することができるものとする。
- 3 常装に白手袋を着用して礼装に代える場合において、所属長が必要があると認めるときは、礼肩章及び飾緒を着用することができるものとする。

第6 弔意を表する場合の特例

礼装により弔意を表す場合は、飾緒を取り外し、黒色又は紺色のネクタイを着用するものとする。

第7 礼服着用の斉一

公式の儀式等で礼服を着用する場合は、服装の斉一を期するため、その儀式等を主管する所属長は、あらかじめ礼服着用者の範囲等について警務部長の指示を受けるものとする。

第8 礼服の着用期間

礼服の着用期間は、次のとおりとする。ただし、本部長が指示をした場合はこの限りではない。

1 夏礼服

5月1日から9月30日までの間

2 冬礼服

10月1日から4月30日までの間

第9 礼服の調整、保管等

1 礼服は、装備施設課において保管及び貸出しを行うものとする。

2 礼服の貸出しを受けようとするときは、別記様式の礼服等借用申請書により装備施設課を経由して本部長に上申するものとする。

別記様式（第9関係）

本部長 殿		発 第 号 年 月 日 所 属 長					
礼服等借用申請書							
着用者の 階級氏名	階 級	氏 名					
借用理由							
借用期間	年 月 日から 月 日までの 日間						
着用する 主たる場所							
着用日時	年 月 日から 月 日までの 日間						
借用する 礼服の サイズ	礼帽	上衣	ズボン	スカート	礼肩章	飾緒	初刈
	号	号	号	号	個	本	本
備 考							
	月 日 貸与	印	月 日 返納				印

(担当者：係名、氏名、警電番号)